道路土工構造物点検要領の策定について

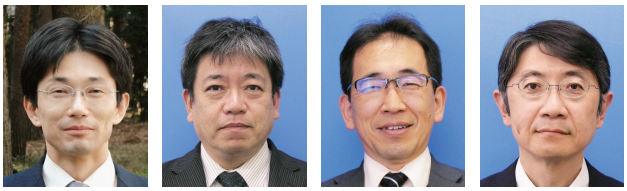

道路構造物研究部　構造・基礎研究室　室長　間渕　利明　主任研究官　藤山　一夫
道路基盤研究室　室長　久保　和幸　主任研究官　木村　一幸

（キーワード）　土工構造物、維持管理、点検

1．はじめに

道路土工構造物に関する点検については、平成26年6月に「シェッド、大型カルバート等定期点検要領」が通知されていました。平成29年8月にその他の道路土工構造物を対象とした「道路土工構造物点検要領」（以下、本要領）が国土交通省道路局で策定され、これにより全ての道路土工構造物に関する点検要領が通知されたところです（図－１参照）。

本要領の策定にあたり、土研・国総研では、これまでの研究成果を踏まえ、点検における着眼点の整理や健全性の診断に係る考え方の整理など素案の検討に携わりました。

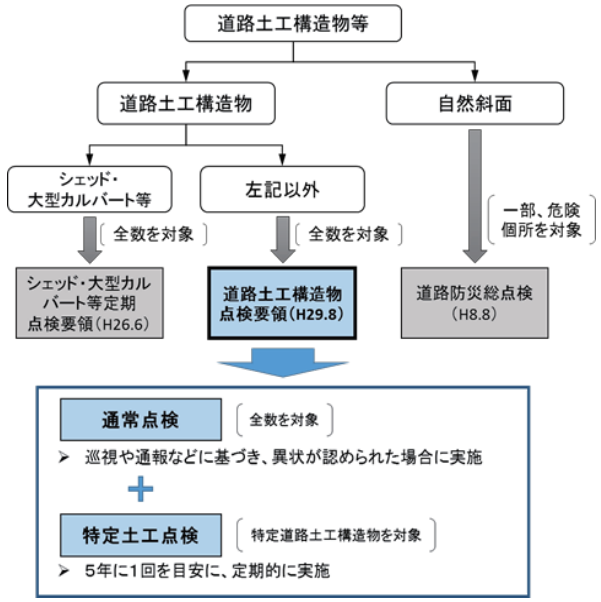

図-1　道路土工構造物点検要領の位置づけ

2．道路土工構造物点検の概要

この点検は、道路土工構造物の安全性の向上及び効率的な維持修繕を図るため、変状の把握から措置の必要性を判断することを目的としています。

点検は、全数を対象とした通常点検と、長大切土又は高盛土などの、大規模な崩壊を起こした際の社会的な影響が大きい構造物（特定道路土工構造物）を対象とした特定土工点検があります。

特定土工点検は頻度を定めて定期的に点検を行い、健全性を評価することとしています。また、道路土工構造物の被災形態や地盤を原因とした災害に関する知識と知見を有する者が行うことが重要です。

特定土工点検における健全性の診断は表－１に示した「I」～「IV」の判定区分により行います。

表-1　健全性の診断

判定区分	判定の内容
I　健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）
II　経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態）
III　早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講じることが望ましい状態）
IV　緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合（道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

さらに、健全性の診断に基づき適切な方法と時期を決定し必要な措置を講ずることとし、点検・診断・措置の結果を記録し、当該道路土工構造物が供用されている期間はこれを保存することとしています。

3．まとめ

本要領による点検診断により、降雨や地震などの自然災害の影響を大きく受ける道路土工構造物について、防災上の観点および効率的な維持修繕の観点から適切な時期に適切な対策を施すことができるようになることを期待します。

☞詳細情報はこちら

1）道路土工構造物点検要領
http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/tyh2908.pdf